

クラウド時代の著作権

一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 専務理事 久保田 裕

1. 教育現場における「情報と著作権」

教育現場において、「著作権」は古くて新しい課題である。学校に新しいメディアが導入されるたびに、また、子どもたちの環境が変化するたびに「著作権」というキーワードが浮上してくるのではないだろうか。

電子教科書や電子黒板の活用が模索され、さらには子どもたちの作品や先生方の取り組みがネットを通じて共有される時代となった現在、改めて著作権に光が当たっているといってよいだろう。

しかし、ここで私が強調したいのは、「このような時代だからこそ」著作権を身に付けるべきというのではなく、いつの時代であれ、教育の現場においては他人の創作した作品（著作物）を利用する、ということだ。

かつて、教育を目的とする場合は、他人の作品は作者の許可を得ずに自由に使って構わないという誤解があったことから著作権について意識していない人が多かった。その後、著作権についての理解が進み、著作権侵害はやってはいけないことは分かるものの、何が適法で何が違法なのかが分からず、むしろ萎縮しているようにも見える。こうした状況は残念に思う。

著作権のルールを正しく理解できれば、学校で起こりうる著作権への疑問の解決・対応はそれほど難しいものではないし、学校のみで認められる例外ルールが適用される場面も多い。さらに新しい情報機器への対応もその応用に過ぎない。

著作権を学ばなければならないことは確かだが、本当の意味で理解するためには、個々の著作権のルールを学ぶ前提として、“情報”の本質を

理解することが重要だと考えている。

では、情報とは何だろうか。

身近にある情報を思い浮かべてみてほしい。教科書に書かれていることも、その中に使われている写真も、生徒が描いた絵も、音楽も作文も詩も情報だろう。これらの多くは著作権で保護される著作物でもある。一方、著作物ではないが、情報には生徒の成績、生徒や保護者の個人情報に代表されるプライバシーに関するものも含まれる。

著作物にしてもプライバシーに関する情報にしても、過去に比べてこれほど保護の重要性が叫ばれるようになったのは、ネット上で拡散してしまうことが大きい。インターネットが普及し始めた20年前までであれば、流通する著作物は小説や音楽CDやビデオなどが中心で、たとえ勝手にコピーされたとしても多くの場合は複製物（コピー）として一対一で手渡されるものだった。プライバシーに関する情報の場合も、成績表が盗まれて何らかの被害が想定されたとしても、限定的だったし一過性だった。

ところが、現在、成績表が盗まれ仮にネット上に公開されたら、世界中から見られるばかりでなく、削除されずに永遠に閲覧され続ける可能性がある。

ここでいう情報は正しい情報に限らない。ネット上に書かれて問題になっているのは誹謗中傷や意図しない個人の本来・住所などプライバシーを侵害するような情報である。昨年、ライターの小堀さとみさんと共著で出版した『人生を棒に振るスマホ・ネットトラブル』（双葉社）に詳述したが、SNSにふざけて投稿した内容がネット上で拡散し、実名が暴かれ、これも拡散すると同時に内

定していた企業にまで知られるといった事件も起きている。ふざけて投稿した内容と暴かれた実名は、さまざまなブログやSNSに転載され、ネット上から全てを消し去ることは限りなく難しい。

2. 「忘れられる権利」とネット情報の削除

ところで、「忘れられる権利」という言葉をご存じだろうか。日本の法律には定めがないが、自己に関する情報の削除を求める権利として、EUでは積極的に、アメリカでは消極的に捉えられているようだ。

日本でも昨年、Googleの検索結果から特定の情報を削除する仮処分が初めて決定されニュースになった。これまで、ネット上の検索結果は単に当該情報へのリンクを表示しているだけで、検索結果だけを削除することは難しいと考えられていた。これを覆したのである。

一方、ネット上に掲載されている名誉毀損に該当する情報を削除するには、日本の場合にはいわゆる「プロバイダ責任制限法」という法律がある。他人が発信した自己の情報については、誰が情報を掲載したのかを探すところから始めなければならない。同法に基づいて、発信者情報の開示や、送信防止措置の実施を掲示板などの管理者に求めることになる。転載されて拡散した情報の削除を求めるために、弁護士に依頼すると、数百万円もの費用がかかる場合があると言われる。

一方、著作権侵害については、「差止請求権」という権利が著作権法に定められており、著作権者は、自分の著作物が無断で印刷・販売されたり、インターネットで公開されたりした場合には、その廃棄や削除を要求することができる。しかしながら、インターネットの世界では誰が公開したのかわからず、名誉毀損の場合と同様、プロバイダ責任制限法に基づく手続きを行う場合もある。

私が専務理事を務める一般社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）は、著作権侵害に対しては、調査を行い会員企業が刑事告訴するサポートを長く行ってきた。刑事事件は、これまでに全ての都道府県警と連携し、現在も毎年

50件近くに及ぶ。

しかし、著作権の侵害はネット上に広く蔓延しており、全ての著作権侵害行為を刑事事件で一つ一つ解決していくのは現実的ではない。そこで、事案によってはネット上にある著作権侵害情報の削除のみを行う場合がある。プロバイダ責任制限法については、通信関連団体やACCSを含めた著作権・商標の団体等で構成するプロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会を設立し、発信者情報開示や送信防止措置に関するガイドラインを策定し、運用している（<http://www.isplaw.jp/>）。

このように著作権侵害対策として実際に行っている地道な作業は、個人情報などの削除を求めるものと本質的には何も変わらない。ネット上に拡散して被害を受ける点も、その対策となる地道な活動においても、著作物とプライバシーに関する情報は、その保護法益は異なるが、同じ“情報”として位置づけられるのである。

3. デジタル情報の特性を理解すること

刑事事件や情報の削除要請は、健全な社会を実現するためには必要なことだ。法の整備と執行、さらに地道な活動は推し進めていかなければならない。それでも、一旦流通した情報がネット上から完全に消え去らない可能性は残る。

ネット上に情報を公開するということは、瞬時に、そして際限なくコピーされ続け、拡散する可能性があるということでもある。

個人情報をネットに公開する場合には、削除のためのルールが存在とは別に、こうしたデジタルとネットの特性を理解し、リスクを考慮した上で行わなければならないことが分かるだろう。ふざけた写真や反社会的な内容を投稿すれば、それは瞬時にコピーされ、どこまでも拡散し、ネット上から消すことができない。他人の著作物を許可なくネットにアップロードすれば、それは瞬く間に拡散し、その著作物を創作した著作者に多大な被害を及ぼす可能性がある。

仮に、自分が撮影した他人の写真をネットにアップロードした場合、著作権は撮影者にあるの

で、著作権法では問題はないが、被写体となった人物の許可を得ていなければ、被写体となった人物の肖像権を侵害することになりかねない。同じように、他人のことに触れている自分の日記をネットで公開するのは、著作権法上何ら問題はないが、その内容によっては他人に名誉毀損で訴えられる可能性もある。

情報を守る法制度はさまざまであり、これを個別に限られた時間の中で子どもたちに指導して理解させるのは難しいかもしれない。しかしながら、情報の信憑性や改ざんされていないことなど、その大切さ、流失した場合のリスク、自己情報と他者情報の区別については類似点が多く、併せて理解することも可能である。これが、著作権も“情報”の特性の中でまず理解しなければならぬ理由なのである。そして、情報のもっとも重要なことは、その「意味」を伝達することにある。すなわちコミュニケーションの質である。

4. 許諾を得ることで利用できる著作権

著作物は“情報”の一種であることを理解した上で、著作権について特有の考え方があるとすれば、第一に、著作権法は、刑法のような「してはいけない」ことを定めた法律ではなく、「著作物を作った人に権利を与える」という法律であり、著作物を利用するためには「権利者の許可を得て利用する」ことを前提としているということだ。著作権法では、コピーに限らず、音楽を演奏することや、著作物をネットにアップロードすることなど、権利が細かく分けられており、複製（複製権）や演奏（演奏権）、アップロード（公衆送信権）など権利ごとに個別に許諾を得ることができる。一言で著作権と呼ぶ権利は、個別の権利がいくつも含まれている、いわば「権利の束」なのだ。

その上で、授業にともなう複製の場合には、著作者の許諾なく著作物をコピーすることが認められている。ただし、いくつか厳密な条件が付けられているので注意は必要だ。著作権法には他にも「引用」や「私的使用目的の複製」など、著作権者が持っている権利を制限し、ユーザーが権利者

に許諾なく利用できる場合が複数定められている。これを正しく理解すると、許諾を得ずに著作物を利用できる場面が広いことが分かるだろう。

5. “情報”を守る一歩として著作権教育を

著作権に対する認識は、もしかすると小学生が感覚的に理解しているかもしれない。私は、小学校から大学まで、あらゆる年代の学校で授業を行ってきたが、小学生は「自分が描いた絵を友だちに真似されるのはイヤだ」と答える。

現代は、誰もが著作物を利用するユーザーであると同時に、自分で著作物を創作し、インターネットで発表する著作者でもある。著作権への理解が必要な理由は、他人の著作権を侵害しないためだけではない。自分が生み出した自分の著作物の権利を守るためにも必要なのである。このことは、他人の情報であれ自分の情報であれ同じことだ。一度拡散された個人情報やネット上から削除することが極めて難しい。こうした情報の特性を、まず理解して指導していただきたい。

学校教育において“情報”というと、これまではデジタル情報を扱うハードウェアやソフトウェアといったツールの使い方が主に教えられてきた。しかし、情報の本質は、それを扱うツールにあるのではなく、情報そのものの特性、意味、価値を理解することにあるはずだ。

情報そのものの特性、意味、価値を理解することは、他者の情報を正しく扱う、自己の生み出した、あるいは自己に関する情報を適切に管理することに繋がる。そのための第一歩として、著作権について学んでいただき、子どもたちに指導していただきたい。

現在、私は、東京大学名誉教授で東京経済大学教授の西垣通先生を中心とした基礎情報学の研究会に参加している。これは、高校と大学の情報教育の刷新を目指すと同時に、文理融合の情報学を普及させ、情報社会に参画する態度の育成を目指す研究会だ。参加いただける先生は随時募集しているので、ご連絡をいただけるとありがたい。ぜひ、皆さんと一緒に勉強したいと考えている。